

## ステュワート・ホワイト「平等の要請」（『平等』より）

細見，佳子  
九州大学大学院法学研究院：協力研究員

<https://doi.org/10.15017/1854031>

---

出版情報：九大法学．115，pp.43-72，2017-09-28．九大法学会  
バージョン：  
権利関係：

|        |
|--------|
| 翻<br>訳 |
|--------|

ステュワート・ホワイト「平等の要請」(『平等』より)

細見佳子

訳者はこれまで、コンパクトに平等論をまとめたステュワート・ホワイト(Stuart White)の著書『平等』(Equality: White 2007)のうち、経済的平等に関する部分を紹介してきた(細見二〇一四・同二〇一六)。今回は、この『平等』の序論にあたる第一章「平等の要請」(The Demand for Equality)を翻訳して、紹介する。

この「平等の要請」を紹介する理由を説明したい。言うまでもなく、平等という「この分野の研究成果は多様かつ膨大」(Sen 1992: xv)である。日本では近年、格差や貧困が社会問題となり、平等の問題も社会的な関心事となりつつある。これらの問題に対する具体的な対処法が模索されており、実践的課題を支える規範理論も必要になってきているように思える。著者ホワイトは、実践的課題にも目配りをしながら、規範理論を展開している。彼が序論にあてた「平等の要請」は、いささか難解な平等論を、ホワイト独自の視点で、複雑性を解きほぐして、分かりやすく整理するとともに、平等という価値を再検討している。これを見ること

で、ある意味、英米平等論の概要を確認することができる。近時の英米平等論の動向を探る一助となればと希望する。

ステュワート・ホワイト『平等』第一章 平等の要請

平等の要請は、現代政治の中核をなす。それは、過去二世紀にわたって主要な政治的闘争を引き起こしてきた。その闘争には以下のもが含まれる。「自由・平等・友愛」の革命三理念に捧げられたフランス革命、一九世紀英国における選挙権を求めたチャーティストの奮闘、アメリカ合衆国における奴隷制度を廃止する運動、ロシア革命の契機となった基本的な社会再構成の理念(ideals of fundamental social reconstruction)、そして二〇年後のスペインにおける短命に終わったアナキストによる反乱、ファシズムや植民地主義に反対する奮闘、アフリカ系アメリカ人による公民権を求めた奮闘、女性の従属関係を終了させることに捧げられた広範な社会運動であるフェミニズムである。しかしながら、平等の要請は複雑であり、かつ論争的である。平等は、一つの事柄についての平等という要請ではなく、複数の事柄についての平等を考

慮すべき要請であり、さらに、その要請の必要性や望ましさについて、人によって見解が分かれるという意味で複雑である。また、その要請は、時には他の重要な価値を脅かすという意味で論争的である。

ジョージ・オーウェル (George Orwell) が書いた社会革命の真つただ中にある都市、一九三六年のバルセロナの記述から、平等の要請の持つ権力性と、平等が論争的と思われる理由の両面を理解しよう。彼の著書『カタロニア讃歌』(Homage to Catalonia: Orwell 1989 [1938]) において、オーウェルは次のように述べる。

「イギリスから来たばかりの者にとつて、当時のバルセロナの様子には、目を見はらせ、人を圧倒するものがあつた。労働者階級が権力を握っている町に来たのは、ほくにはこれが初めてだった。ほとんどすべてのビルディングが、労働者によつて占拠され、その窓からは赤旗が、アナキストの赤と黒の旗が垂れていた。壁という壁には、ハンマーや鎌や、革命党の頭文字が描かれていた。教会はみな破壊され、聖像は焼かれていた。教会の破壊はあちこちで、組織的に、労働者たちの手で行なわれていた。商店や喫茶店は、みんなその店

が共同所有に移された旨を明らかにしていた。靴磨きでさえ箱を赤と黒に塗っていた。給仕や店員も客を対等に扱つて、<sup>下で</sup>下手に出たりはしなかった。卑屈な言葉づかいは、いや形式ばった言葉さえ、一時姿を消していた。だれも「セニョール」や「ドン」を、「あなた」をさえ使わなかった。みんな相手を「同士」「きみ」と呼んだ。「こんにちは」のかわりに「やあ」と言つた。チップは法律で禁じられていた。エレベーターボーイにチップをやるうとして、ホテルの支配人に叱られたのは初めてだ。個人所有の自動車は一台もなかった。すべて徴発されていた。電車もタクシーも、他の交通機関も、みんな赤と黒に塗られていた。……革命のポスターが、いたる所の壁に貼つてあつ……た。人通りのいつも絶えないバルセロナの大動脈にあたる広い大通りでは、一日中、夜おそくなくても、ラウドスピーカーが革命歌をがなり立てていた。なかでもいちばん奇妙なのは、往きかう人たちの様子だった。外から見ただかぎりでは、ここは富裕階級が存在しなくなった町であつた。少数の女性や外国人をのぞけば、「身なりのよい」人はいなかった。ほとんどすべての人が、粗末な労働服か、義勇軍の制服である青い仕事着か、それに似たものを着ていた。こういつたことはすべて、奇妙でかつ感動的だった。そこには、

よくに理解できぬ、ある意味では気に入らぬものもあったが、この事態がそのために戦うに値するものであることは、すぐに見てとることができた」(Orwell 1989 [1938]: 2-3 = 七一八)。

オーウェルは、明らかに革命社会の特徴の多くが魅力的だと感じている。その特徴とは、人々が「客を対等に扱って、下手に出たりはしなかった」流儀、融通できる財産を分配すること、自分よりも恵まれていない者に対して見栄を張る富裕階級がいないこと、この事態に関連する連帯感とあふれる公共心である。しかし、オーウェルは「ある意味では気に入らぬ」と打ち明けており、この両面的な感情には、誰もが共感しうる。破壊された教会へ今でもなお行きたいと望むバルセロナの人々はどうなるのか。誰もが、すべてのものを赤と黒で塗ることや「青い仕事着」か「義勇軍の制服」で歩くことを強制されていると感じる社会のイメージは、居心地のいいものだろうか。プロパガンダが平等を奨励するとしても、一日中、公共の拡声器から喚き立てる政治的プロパガンダを私たちは望むだろうか。ある意味で、オーウェルが描く革命のバルセロナは、オーウェルが後の彼の作品『一九八四年』

(*Minuten Eighty-Four*: Orwell 2004 [1949])で探究する全体主義社会の状況を先取りしている。平等の代償は必然的に自由の喪失と、人々を脅かしておぞましい画一の状態におくことであるのか。本書の目的はこの平等の要請の複雑性を解きほぐし、何が平等の動機となるのかを明らかにし、その過程で、この要請が引き起こす、自由など他の価値が脅かされるといふ不安について探求する。

この議論についての二つの制約を述べる必要がある。第一に、本書全体にわたり、私は人間同士の間での関係の構成に適用される要請としての平等について述べることを前提としている。私は、どの程度あるいはどのような方法で、人間と人間以外の動物との間の関係に平等の要請を適用すべきかを検討しない。第二に、全体にわたり、私たちの関心は、同一時点で生存する人間にある。平等の価値によって、違う時点で生存する人間の間での関係をいかに考慮しうるかについては考慮しない。例えば、今日生存している私たちのうちの誰かと、二〇〇年後に生存する誰かの間での関係は考慮しない。このことは、平等は、人間以外の動物との関係や、世代を超える関係についての考察を必要としない、あるいは平等の価値が動物や世代間といった文脈ではそれほど重要ではないと、

私が考えているからではない。ピーター・シンガー (Peter Singer) 等の哲学者は、人間以外の動物の利益は、人間の利益と同等に考慮されるべきであるというたいへん説得力のある論証を行っている (Singer 1990 [1975])。さらに、人間の道徳的平等の尊重が、ある世代のメンバーによる環境に対する振舞い方に重要な影響を及ぼすだろう (Wisnburg 1998; Barry 1999)。しかし、いかなる本も、議論を対処可能な境界内に抑えるためにどこかで線引きをしなければならず、ここではこれらが議論を一纏めにするために私が選択したトピックである。私はこれらの問題を直接には議論しなかったが、願わくは、読者がこれらのトピックにアプローチする際に、私による他の文脈での平等の議論が有益だと思われれば幸いである。

本章は、これ以降の章にとつての基盤づくりを行うことになる。まずは 1. 1. で平等の諸類型を区別することから始める。その後、1. 2. でこの種の平等が有益だと考えられる異なる考え方を検討しよう。

## 1. 1 平等の諸類型

既に述べたように、平等の要請は、ある一つのことに対する

要請ではなく、多くのことに對する要請であり、これら異なることの相対的な価値 (the relative worth) については、人により意見が異なりうるし、実際異なる。平等のもつ複雑性を解き明かす導入段階として、異なる五分類の平等に区別することができ、それら分類した平等のすべてが、多かれ少なかれ論争をよぶ方法ではあれ、現代政治学における平等の要請に立ち入ることになる。

### 1. 法的平等

いかなる大きな社会においても、実効的で公正な社会的協同 (social cooperation) のためには、社会関係が法によって形成され制約されることが必要であるように思われる。この場合の法とは、違反すれば、人々が処罰されうる一般的なルールのことである。国家は、この法を明示し (立法的機能)、法を適用し、執行しようとし (行政的機能)、人々が法を逸脱したかどうかを審査し、処罰を決定する公正な方法を提供する (司法的機能) 制度、もしくはは一連の制度である。ある一定の国家の法に拘束される者を国家の被統治者 (subject) と呼ぼう。第一に、社会のいかなるメンバーも被統治者であるならば、すべてのメンバーが被統治者であることを法的平等

は要求する。被統治者であるという地位は、その国家のメンバーたちの間で全員に共通するものであるべきだ。いかなる者もいわゆる「法の適用を免れる」(above the law) べきではない。法それ自体が、異なる階級の被統治者、すなわち他者には認められない権利や特権を持つ者たちを規定しないということも、歴史的には重要だと考えられてきた。つまり、法はすべての者にとって同一であるべきであり、被統治者であるという地位は、基本的に同一であるべきだ。(第六章では、この前提条件が実際にはいささか論争をよぶものであることを確認する。)さらに、法は公平で不偏の方法で適用されるべきであり、適用されると見られるべきである。それゆえ、刑罰が特定の犯罪に言い渡されるなら、刑罰は階級・ジェンダー・エスニシティを問わず、適切に同様であるべきである。これが、「金持ちの法律と貧乏人の法律は別」(one law for the poor and another for the rich) となるべきでないというような俗諺で捉えられる考え方である。さらに、国家は関連性のある平等な基準で、メンバーの保護を行うべきである。例えば、単に貧しいからという理由で、金持ちよりも警察の保護を受けられないということがあってはならない。市民それぞれの利益は、国家による保護や司法という資源が配分される際に、

同等の価値を与えられるべきである。

## 2. 政治的平等

法の下での平等には、必ずしも立法過程での平等を含むとは限らない。この立法過程の平等は政治的平等の領域である。国家の命令に従う者が、この命令の基礎にある法を形成するときに、平等な参加の権利を持つべきだということが核心にある考え方である。この権利をある程度まで制限することが必要であるように思われる。なぜなら、意味のある参加には最低限度の知的発達が要求されるからである。子どもや重度の学習障害のある者を平等な政治的権利から排除することを正当と考える論者が多い(しかし、これらの者に対して、代理で参政権を与えることは可能である・Van Parijs 1998 参照)。政治的権利には、投票権や公職に立候補する権利が明らかに含まれる。しかしながら、この権利のポイントが、人々に真の立法へのコントロールを与えることなら、そして立法が十分な情報を与えられたうえで熟慮に基づくなら、市民には結社の自由と表現の自由の権利も同様に持つことが極めて重要となる。市民の不満や理想を政治的アジェンダに採り上げ、市民が投票権を行使する前に問題について考えること

を可能にするには、これらの自由が極めて重要である (Dahl 1998: 37-8)。

政治的平等を考える際には、形式的な政治的権利と、実質的な政治的権利とを区別することが重要である。貧窮した者は、法律上は、たいへん裕福な者と同等の政治的権利を持っている。しかし、経済的な立場の違いは、これらの政治的権利を有効に行使する能力に、明らかに違いをもたらしている。富める者は、自らが推奨する法や候補者に賛同して選挙運動を行うために、莫大な額のテレビによる宣伝の時間を買い上げることができ、貧しい者は労働に追われて投票する時間ですえやりくりすることが難しいであろう。私有財産や市場経済において、富裕者は投資決定に支配権をもち、この権力は政府の行動を制約しうる。それゆえ、政治的平等の支持者は、政治的平等を効的なものにするためには、所得と富の分配が市民の政治的権利の実効的な行使能力に影響することを考慮することが重要であると論じる。政治的平等の実体を掘り崩す経済的不平等を回避するために、経済的に有利な立場が、政治的な影響に転換するようないかなる制御することが必要になる。しかし、投資決定のための私的なキャンペーンを規制するような手段は、重要な個人の自由を侵害

するという理由で、強力な批判を提起する。

### 3. 社会的平等

ここでは現代における平等への要請を特徴づける二つの考え方に言及するために、社会的平等という言葉を用いる。第一のものは、**地位の平等** (*status equality*) という考え方である。ここで言う地位とは、デイヴィッド・ミラー (David Miller) が述べるように、「公的機関や他者による、ある人の受け止め方に見られるように、その人の社会の中の基本的な立ち位置」(Miller 1994: 206) を意味する。地位が不平等な社会では、ある人々の家柄、社会階級、ジェンダー、エスニシティに起因して、ある人々が他の人々よりも上位の生活の地位を占めるといって広く共有された意識がある。そのような社会は、ある者が他の者を見下すことができると感じ、他の者は自分より高い地位の序列の人々に丁重でなくてはならないと感じる社会である。それはまた、非常に調整され予測可能な間柄でなければ、**社会的地位** (*social scale*) において上下関係にある人々が交流し合うので、居心地が良くないと感じる社会でもあるかもしれない。一九三〇年代のオックスフォードの街では、中産階級の民間住宅団地から、労働者階

級の公営住宅団地を分離するだけの目的で、地方町議会が壁を築いた。このことは、地位の不平等と関連づける類の態度を多くの人々がとるような社会でおこりうる社会的分離をよく表している。一九五〇年代に結局は取り壊されることになるカッテスロウの壁 (Cutteslow Walls) は、英国における階級紳士気取りと遺恨の代名詞となった。地位の平等に基づく社会は、人々の関係が、紳士気取りや服従のような態度によって混乱していない社会である。それは、「人々がお互いに単に個人として処遇し、地位の差異という遮断効果なしに、個人の能力、必要、業績などを斟酌する」(Miller 1994: 207) 社会である。オーウェルによる革命のバルセロナの記述は、ある社会が伝統的な地位の不平等から突然に抜け出したとき、何が起こりうるかの意味を私たちに教えてくれる。それはつまり、「給仕や店員も客を対等に扱って、下手に出たりはしなかった。卑屈な言葉づかいは、いやや形式ばった言葉さえ、一時姿を消していた」。

社会的平等の一形態として言及すべき第二の考え方は、人々の日常の社会関係における支配の欠如 (*absence of domination*) である。ここで私が言う支配とは、ある人が他者に命令する権力を持つ立場にあるという状態を意味する (Pettit 1997:

Skinner 1998)。この権力は、妻に対するかなりの権力を夫に与える伝統的な婚姻法のように、国家によって与えられる権力である (Mill 1989 [1869])。しかし、そのような権力は、他の方法でも生じうる。労働者は、雇用や生計の代替源を持たないので、使用者は、その労働者の生命を支配する権力をもつだろう。妻は、住まいについて夫を当てにしているので、夫は妻を支配することができるだろう。「平等な者たちの社会」(society of equals) (Schaffer 2003) は、一つには、人々がそのような支配に対抗できる、かなり高い程度の安全性をもつ社会である。大雑把に言えば、それは誰もがいかなる他者に対しても「消えうせろ」(get lost) と言ったことができる。実効的な自由を持つ社会である。

#### 4. 経済的平等

平等の現代政治学は、経済的平等の要請に大いに注目する。当初、一九世紀の産業革命が所得や富において著しい差異を生み、そのことが次に、大きな経済的不平等を避けるために、いかに社会が構造改革をするのかについての想像的な思考を掻き立てた。これが、二〇世紀の政治に大きな影響を及ぼし、今日でもなおいくらかの影響力を保持している社会主義思想

の様々な潮流を生んだ。

今この時にその思想の興隆を振り返ってみると、経済的領域における平等の要請は何かに関しては、少なくともおおよそ四つの基本的見解に区別できる。

〔1〕メリトクラシー(訳註1) (meritocracy)

第一に、私たちが今日メリトクラシーと呼ぶことであり、これは第三章で掘り下げて議論していく。封建社会では、社会的地位は一般的には世襲であった。ある者が指導的地位には適さない社会階級に生まれたなら、その者が社会においてその地位に上がる機会はほとんどない。フランス革命とともに、アメリカの共和国の建国は、「才能に開かれた職業」(career open to talents) という考え方を伴って、安定したクラス階層(class hierarchy)としての社会という伝統的概念に挑戦した。ある程度、メリトクラシーの精神は、新しい産業資本主義と調和した。しかし、当時はたいへん多くの子どもが絶望的に貧しい状況で育ったので、そういう子どもは、裕福な家庭に育った子どもと同じ位に地位が高くなるチャンスが実際にあるだろうか。置かれた状況が、所有権の基本構造と新しい経済における所得分配の他の決定要素についての猛省を促した。

〔2〕土地所有の平等主義 (land egalitarianism)

このことが、当時、影響力のあった第二の見解、すなわち土地所有の平等主義と名づけ得る見解につながる。最初の主張は、地球——土地と天然資源——は、ある重要な意味で、社会の共有財産であるというものである。ピクトリア女王時代の指導的な哲学者であるハーバート・スペンサー (Herbert Spencer) は、彼の著書『社会静学』(Social Statics: Spencer 1872 [1850]) の初版本で、次のように論じた。

「エクイティ (Equity) は……土地における〔私有〕財産を認めない……。土地が〔私有〕財産として考えられると仮定すると、地球全体が一部の住民の私的所有地となってしまうからである。そして、もしも結果的に土地所有者の同意によってのみ、その他の住民が能力を行使しうるなら——存在できるなら——国土の排他的な所有が、必然的に平等な自由の法の侵害となることは明白である。なぜなら、他者の許可なしには、『生き、動き、存在する』ことができない者は、他者と同等に自由ではありえないからである」(Spencer 1872 [1850]: 132)。

土地が個人使用のために分割されるなら、この資産の持ち分に対する各個人の権利を平等なものとして認める条件で分割されなければならない。土地は国家によって所有されるべきであり、商業的賃借用として使う個人へ貸し出されるべきであると、スペンサーは提案する。「個々の所有者から土地を借りる代わりに、農民は国家から土地を借りることになるだろう。……「この制度」の下で、すべての人が平等に地主となるだろう」(ibid.14)。賃借料は全体としてコミュニティへ返されることになるだろう。ヘンリー・ジョージ(Henry George)は、彼のたいへん影響力のある著書『進歩と貧困』(*Progress and Poverty*; George 1966 [1879])において、社会のすべてのメンバーに、地球の持ち分への正当な権利の埋め合わせをする方法として、土地の価値に見合った課税をするべきだと論じた。

(3) 生産手段の平等主義 (*means of production egalitarianism*)

第三の見解は、土地所有の平等主義を含み、それを超えるものであり、——悲しいことになり下手なネーミングであるが——生産手段の平等主義と名づけることができるものだ。「生産手段」とは、土地、プラスチック工場や技術といった他のもの

を意味する。)カール・マルクス(Karl Marx)とフリードリヒ・エンゲルス(Friedrich Engels)は、資本主義は二つの「敵対的陣営」(*hostile camps*)に社会を分断していると論じた。つまり、生産手段の所有者たるブルジョワジーと、生産手段を持たず、そのため自らの労働力をブルジョワジーへ売ることによって生活することを強いられるプロレタリアートの二陣営である(Marx and Engels 2002 [1848]; Marx 1990 [1867])。その上、早晩、資本主義はプロレタリアートの生活水準を極貧の状態にまで押し下げるだろう。その解決策は、ブルジョワジーから所有権を奪うこと、つまり、生産手段を社会の共同所有へ移行することであった。かつては、ブルジョワジーへ、土地や資本の使用についての地代や利子や利益として持っていかれていた社会生産の分け前——マルクスの用語で言えば「剰余価値」(*surplus value*)——は、すべての者の利益のために獲得され(再投資され)うるだろう。本質的に、その考え方は、すべての市民を、社会の土地や資本の株主と、それぞれほぼ同等の利害関係を持つ同類のものにするということであった。

しかしながら、いったんブルジョワジーが所有権を奪われたなら、労働者自身には、いかに賃金を支払われるべきか。

社会主義者の中には、労働者の仕事为社会に貢献する価値に  
応じて、社会は労働者に支払うべきだと論じる者もいた。そ  
の考え方に同意しない社会主義者もいた。マルクスは、社会  
主義の初期段階での、この原理の初期的な役割を容認したが、  
究極的な目標として採用することには強く反対した。

「ある者が肉体的または精神的に他の者よりまさっていれ  
ば、同じ時間により多くの労働を給付するし、あるいはより  
長い時間労働することもできる。……さらに、ある労働者は  
結婚しているのに、他の労働者は結婚していないとか、ある  
者は他の者より子供が多い等々のこともある。……共産主義  
社会のより高度の段階において、……ブルジョワ的権利の狭  
い地平は完全に踏みこえられ、そして社会はその旗にこう書  
くことができる。各人からはその能力に応じて、各人にはそ  
の必要に応じて。」(Marx 1977 [1875]:568-9 = 三七一-九)。

#### [4] 共産主義 (communism)

このマルクスの考え方は、第四の見解であり、共産主義と  
呼んでもよいだろう。この見解では、比較的高い生産力を持  
つ労働者の比較的高い生産は、その個人の労働者へ与えられ

るのではなく、必要という基準に基づき、コミュニティ内  
で分配されるべきということになる。それゆえ事実上、熟練  
労働者が持つ才能も、一種の共同に所有された資源となる。才  
能のある労働者は、義務感か、あるいは(マルクスが実際に  
示唆しているように)最適な仕事本来の魅力に引きつけられ  
ることによって、才能をうまく使うよう強いられる。そして、  
結果としての生産物は、共通の貯えの一部となる。このよう  
な立場をとるのは、決してマルクスただ一人ではないし、創  
始者ですらない。先述の引用の一節で彼が主張するスローガ  
ンは、一八四〇年代に社会主義者によって既に広く採用され  
ていた。社会主義運動のアナーキスト派であった、クロポト  
キン (P. Kropotkin) は、その原理を支持していた (Kropotkin  
1970 [1913])。もちろん、その原理は多くの問題を引き起  
す。ニーズの違いを社会は、いかなる基準で評価するのか。  
(例えば、ある個人がその困窮に責任があるとしても、人々は  
援助を求める正当な請求権を有するのかといった) 個人がい  
かに必要な状態になるかとは無関係に、必要を充足するた  
めの請求権を困窮者は有するのか。必要に基づいた分配は、自  
らの技術を發展させ、勤勉に働くインセンティブを労働者へ  
与えるために、何らかの条件を要求しないのか。

ここでは、これら四つの見解の間の差異に立ち入る必要はない。さしあたり、適正な経済的平等への関心は、過去二世紀の政治学において、いかに中心的な関心事であったかを理解して、この関心が、社会の基本的な経済的仕組みを改革するための一連のプログラムを、いかに動機づけてきたかを理解すれば十分である。後の数章(特に第三・四・五章を参照されたい)で、基本的な哲学的問題を検討することになる。

## 5. 道徳的平等

(1) 道徳的平等の原理<sup>〔訳注2〕</sup>

法的平等・政治的平等・社会的平等・経済的平等の要請は、一定の社会的仕組みの要請である。その要請は、主要な社会制度のデザインを導くことを意図している。私たちが制度的要請と呼ぶ、これらの要請とは異なり、これらの要請に動機を与えるかもしれないものが、道徳的平等の原理である。

ある特定の国民国家のメンバーについて語っていると想定しよう。道徳的平等の原理は、国家の各メンバーは同じ価値を持つと言う。従って、社会の基本制度を設計する際、各メンバーの利益——例えば、自由、資源等のような事柄における道徳的に重要な利益——を私たちの社会をいかに組織化する

るかについて等しい重さをもつ要求を掲げるものとして扱わなくてはならない。私の利益は、その意味で、あなたの利益と同等に数えられる。このことは必ずしも、社会が、これらの利益の平等な充足を保障するように設計されなければならないという意味ではない。しかし、不平等の支持者に、正当化の負担を負わせる。法的・政治的・社会的・経済的領域での不平等には正当な理由が必要である。つまり、コミュニティの各メンバーがもつ平等な価値を肯定することと整合する理由が必要となる。国家には(すなわち、民主主義において、国家の法に責任をもつ市民としての私たちには)、コミュニティの各メンバーに、平等な配慮と尊重を表す方法で、社会の制度を取り決める責任があると、ロナルド・ドゥオーキン(Ronald Dworkin)は言う。

「我々は平等に背を向けることができるだろうか。政府は市民に対して支配権を主張し、市民から忠誠を要求するが、このような市民全体の運命に対して平等な配慮と尊重(equal concern and respect)<sup>〔訳注3〕</sup>を示さないどのような政府も正当ではない。平等な配慮は、——これなしでは政府の支配は単なる暴政にすぎない——政治共同体の至高の徳(sovereign virtue)

であり、現代の非常に富裕な国民国家においてさえその富の分配がそうであるように、ある国民国家の富が極めて不平等に分配されているとき、その国家が平等な配慮を示しているか疑わしい。というのも富の分配は法秩序によって生み出されるものであり、ある市民の富は、彼の属する共同体がどのような法を制定したかによって著しく左右されるからである。

……政府がこのような法の一つの集合を——他の集合を排して——制定し、あるいは保持し続けたとき、一部の市民の生活状態がこの法の選択によって悪化することが予測可能であるだけでなく、この一部の市民が誰になるかということもかなりの程度まで予測可能である。富裕な民主主義社会においては、政府が福祉プログラムを切り詰めたり、拡張することを拒否したりしたときはいつでも、その決定は貧しい人々の生活を相変わらず陰うつなままにしておくだろうと予測することが可能である。我々はこのような仕方では苦痛を被る人々に対して、それにもかかわらず何故彼らが彼らの権利である平等な配慮をもって取り扱われてきたと言えるのか説明する用意ができていなければならない」(Dworkin 2000: 1-2 一七八)。

ここでは、ドゥオーキンが、いかに道徳的平等の原理を、

国家権力の正当化 (the justification of state authority) と結びつけているかに注意がいる。国家の機関 (the authority of the state) は、この原理に基づいて道理に過って擁護できる社会制度を制定し、維持する限りにおいてのみ正当である。このことはその原理が、政治共同体と同じ範囲まで適用されるということを含意する。

## 〔2〕 国境を超える平等

しかし、(私たちは世界国家にいてるのではないという人々を想定すれば) この共同体の外側にいる人々についてはどうか。人々そのものが平等な価値を持つているなら、全世界的に (globally)、人類全体にその原理を適用しようとすべきなのか。平等は、特に政治的な徳、つまり同じ政治権力に從う義務がある人々の間でのみ意味をもつ徳なのだろうか。あるいは、平等は、人間そのものの間に適用される政治以前の (pre-political) 徳であり、それは、ある一定の国家の共通のメンバーの資格にある者の間はもちろん、ことによると恐らく互いに交流がない人間の間でさえも適用されるものなのか。

ある者は、そのような措置を講じるべきでない、少なくとも必要ないと主張する (Miller 1998; Nagel 2005)。その者たち

は、私たちがすべての人間そのものへの重要な義務を有するということは否定しない。いかなる人間も拷問を受けたり、恣意的に逮捕されたり、飢餓にさらされたりするべきではない。すべての人間は、これらの利益に関連した一定の基本権を有しており、私たちはみな、これらの権利が尊重されることを見守る義務がある程度まで共有している。(例えば、他国のエスニック・マイノリティが迫害されているなら、このマイノリティのメンバーを、亡命を求めるとして認める義務がある。)しかし、これらの思想家は、分配的な平等の配慮、すなわち、所得と富のような財における相対的差異を調整する配慮が国家を超えて適用されることを否定するのである。X国の人々が、Y国の人々より平均してかなり豊かであるが、Y国の人々は飢えていないし、極度の窮乏を被っているわけでもないのなら、X国の人々は、所得と富における相対的差異を配慮する必要はない。しかし、他のいわゆるコスモポリタンな平等主義者は、そのような差異に配慮すべきなのは明らかだと考える。中間の立場も考えられる。その立場は、分配的平等の配慮を、ある国家のメンバーの資格を共有する人々におそらく限定されるものとして考えるが、基本的な「道徳的最低限」(moral minimum)を十分上回る程度の、

他の人々への配慮義務をも考慮する (Cohen and Sabel 2006)。以下の議論の大半では、同じ国民国家に属する人々の文脈で、私たちは平等の要請を検討していると想定するが、本書の最終章では、コスモポリタンな平等主義をめぐる議論をさらに探求したい。

国境を越える平等の捉え方

① ミラー、ネーゲルら

∴ 国境を越えるべきでないし、必要もない

② コスモポリタンな平等主義者

∴ 国境を越える差異に配慮すべき

③ 中間の立場∴ 国境を超えて「道徳的最低限」を十分上回る程度の義務を考慮する

(出典 訳者作成)

上記の議論は、平等主義者の関心と人道(博愛)主義者の関心との間の重要な区別へ、関心をひきつける。「誰も飢えるべきでない」という主張を検討しよう。すべての者の飢餓を終わらせる努力によって(貧しい人に食物を供給するために、

金持ちに課税するので) 所得の相対的差異が十分に減らされるとはいえず、その動機づけは、相対的な所得の差異を減らすことそれ自身が目的ではなく、誰もが飢えないということを確認にすることである。基本的な関心は、困窮している人々に対してであり、人々があまり裕福でないことに対してではない。ジョセフ・ラズ (Joseph Raz) の用語で言えば、飢餓を終わらせる要請は、「満たしうる (satisfiable) 要請であり、「完全に満足させられる」ことができる」要請である (Raz 1986: 235)。他者より飢えているある人について話をするので、あるとき、ある点までその飢餓を減らせば、飢餓はなくなり、飢餓を終わらせる要請が満たされる。もし二人の人がこの点にいるなら、二人のうち一人が飢餓の欠如というこの善を他より持っているか尋ねることは、意味をなさない。二人のどちらも飢えていないと、単に言うのみである。ラズは、政治的プログラム (a political programme) と、ラズが「厳格な平等主義」プログラム (strict egalitarian programme) と呼ぶものとは対照する。政治的プログラムは、「誰も飢えるべきでない」、「誰もホームレスになるべきでない」等、この満たしうる種類の様々な人道主義的要請を全て含むプログラムである。「厳格な平等主義」プログラムは、(所得、富、喜びとい

た) 財、それ自体における相対的差異に焦点を合わせるプログラムである。人道主義と平等主義は同じでない(もつとも、もちろん、平等主義が人道主義的要請を支持することができる限りにおいては、お互いに排除し合わない)。

しかしながら、ラズが描いた対照が十分に正しいとしても、(ラズの意味での「厳格な平等主義」としてではなくても) 平等主義として表現することができ、すべきである、何らかの満たしうる要請があるように思われる。特に、日常の社会関係における、支配の欠如としての、社会的平等の考え方を検討しよう。このことは満たしうる要請であるように思える。他の人よりも支配されていないある人について語ることができるとき、ある点まで支配を減らすことは、支配の欠如となり、支配を終わらせる要請が満たされる。もし二人の人が、この点にいるなら、二人のうち一人が支配の欠如というこの善を他より持っているか尋ねることは、意味をなさない。どちらも支配を被っていないと、単に言うのみである。しかし、この場合、支配の欠如のための満たしうる要請を平等主義者の関心として表現することは、申し分なく正しいように思われる。日常の社会関係における支配の欠如は、明らかに(「主人も奴隷もない」(no masters, no slaves))「平等な者たちの

社会」(society of equals) という概念 (notion) の中心にあるものである。このことが示すと私が考えることは、私たちが平等について語ることは、二つの関連しているが、異なった種類の考え方を結合しているということである。一方で、平等トークは、人々が持つ一定の財の相対的な量についての、分配の関心を本質的に含んでいる (ラズの「厳格な平等主義」)。他方で、平等トークは、人々が互いに持つ関係性についての関心を含んでいる。私たちは財の分配における平等(もしくはより不平等でないこと)を望み、そして私たちは人々が「平等な者たちとして」(as equals) 関連することを望む(関連する議論については、Miller 2000: 230-3; Scheffer 2003参照)。これら二種の平等要請が、平等の総合的な概念に、いかに最も良く統合されるかは、たいへん複雑で困難な問題である。本書を進めていく過程で、この問題の周辺にある議論のいくつかに遭遇することになろう。

## 1. 2 平等という価値の諸形態

ここまで、平等の要請についての内容を導入的に見てきた。その要請が、いかに複雑であり、その複雑性ゆえに論争を呼んでいるかが、既に明らかになった。しかし、なぜ私たちは

平等を求めるのだろうか。なぜ、そしていかなる点で、平等は良いこと、つまり政治的活動を特徴づけるべき価値であるのか。これらの問題については後の数章で、より十分に探究するが、ここでも導入的に考え方を提示しておくことは有益であろう。

### 〔1〕道具的価値<sup>(1)</sup>

第一に、一定の種類の平等は道具的価値 (instrumental value) をもっているだろう。つまり、ある他の価値を促進するのに役立つ方法から得られる価値である (Clayton and Williams 2000: 4-5, これは Raz 1986: 177 の区分を使用している<sup>(1)</sup>)。経済的平等の事例をとりあげよう。経済的平等を高めることに賛成する多くの議論は、主張によれば、経済的平等が、いかに他の善を促進するかに焦点をあてている。例えば、経済的平等が貧しい人の立場を改善するので、ある人は経済的平等を高めることに賛成するだろう。ここでのその論者の関心は、平等そのものについてではなく、より平等であることが、すべての人に、きちんとした水準の生活を確保するという価値を、いかに提供するかということについてである。基本的な価値は、すべての人に、きちんとした水準の生活を確保す

る」ことである (Scanlon 2003: 2034)。あるいは、ある者は次のように考えるかもしれない。コミュニティと仲間同士 (community) の精神を享受すること、さらにこの目標にいたる手段として、ある程度の経済的平等を望むことは、社会にとって本質的に良いことである。私たちが所得基準を上げるので、ある一定量の所得から引き出される幸福や「効用」(utility)の量が下がるとしても、利用できる所得の、より平等な分割 (division) は、全体としてより多くの幸福を私たちに与えるべきである。つまり、金持ちが、ある一定量の所得を失うことによって、より幸福でなくなるが、それは貧乏人が金持ちからの所得を受けとることによって得る幸福より、小さな減少であるだろう (Benham 1973 [823]: 200参照)。この理由によって、より経済的に平等化する移転は、全体の幸福を上昇させるだろうし、経済的な平等化の支持者の多くは歴史的に、この道具的な理由で、そのような移転の正当性を主張してきた (このような思想家グループの議論については Jackson 2004参照)。

時には、経済的平等に賛成する道具的議論は、経済的平等が、ある他の種類の平等を促進する方法に焦点をあてるだろう。例えば、すでに示唆したように、高い程度の経済的平等

は、政治的平等をまやかしてなく現実とするために必要であると主張する者たちがいる。同様に、ある程度の経済的平等は、地位の平等を維持するために必要であると主張する者がいるかもしれない。大きな所得と富の不平等があるなら、金持ちは貧乏人を見下し、一方で貧乏人は金持ちを別個の階級の「自然的に」優れた者たち (natural superiors) として見るようになる、文化を創造するだろう。しかも、経済的平等は、前述した、社会的平等の他の特徴である、日常の社会関係における支配の欠如への道具として見られるので、高く評価されるだろう。経済的不平等が大きいところでは、ある人々は、自分たちの基本的な福祉を他者に頼っている、その人々に対して裕福な者が命令し、彼らの生活を統制するのはたやすい。つまり「ジョーンズ、教会へ行くの？ 行かないなら、他で仕事を探すようお願いしなければならぬかもしれないわ……」ということだ (経済的平等と他の種類の平等との間の、このような関連についてのさらなる議論は Scanlon 2003参照)。

道具的議論は、経済的平等に限定されない。例えば、政治的平等は、一つには、それが地位の平等を促進する方法であるゆえに価値があると主張することができる。「一人一票」

(one person one vote) を常とする社会では、政治過程は、コミュニティの一員として、各人の平等な地位を肯定する。他方で、ある集団の人々への投票を拒否することは、そのコミュニティでこの集団が比較的低い地位をもつという、まさに公的な表明である。それは、品位を落とすし、評判を落とすし、従って地位の平等の土台を掘り崩す(第二章参照)。また(こちらの方がずっとより問題があるのだが) ある者は、政治的平等は、経済的平等に供すると主張するかもしれない。確かに、資産階級が歴史的にデモクラシーに反対してきた主な理由の一つは、下層の人々が、その政治的権利を、金持ちから下層の人々自身へ財産を分配するために使うだろうという恐れである(第二章のバトニー討論(Punney Debates)の議論を参照されたい)。もともと実際には、この恐れは、恐れられた程度にまで至っていないように思われる。

要約すれば、法的・政治的・社会的・経済的平等はすべて、他の種類の平等を含む、他の価値をいかに促進するかを考慮して、道具的に評価されるだろう。各々の具体的な道具的關係は、裏づけのための研究を必要とするものではあるが、これらのタイプの平等の各々が、一つのあるいはさらに多くの点で、道具的価値を持つと考えるには、もっともな理由がある。

## (2) 公正性・本質的価値

第二に、私たちは、ある一定の種類のパラメータが、それ自体において、本質的に公平で公正(inherently fair or just)だと思うので、それを評価するかもしれない。例えば、私たちがあがる程度の経済的平等を望ましいとみなすのは、それが政治的平等、あるいはコミュニティ、あるいは総計が最大となる人間の幸福を促進するからという理由でなく、あるいは、単にそういう理由のみではなくて、私たちがそれ自体正しく公平(right and fair)であるからである。この種の主張の性質をみると、暫しある距離をおいて物事を考えて、一般的な方法で、一方で公平と公正との間の関係を考察し、他方で平等を考察するのに役立つかもしれない。

まさにあらゆる公平や公正の概念(notion)は、平等についてのひとつの基本概念である「複数の事例を同じように扱うこと」(treating like cases alike)という概念を必要としているように思える。例えば、「財(good) Xは、人々がどれくらい指標(characteristic) Yを持つかに従って割り当てられるべきだ」と明言するルールを持つとしたら、同等の Y を持つ人々は、同等の X を得るべきだと正義は要求する。言い換えれば、同等の Ys を持つ人々に、同等でない Xs を与えることは、

複数の事例を同じように扱っていないので、不正であろう。あるいは例えば、私たちはサッカーの試合をしていて、レフェリーがあるチームに対して偏った決定を行うとする。レフェリーは、アメリカカチームの選手を反則で退場させるが、同じ反則をするイギリスの選手には同じように退場させることをしない。ここでもそのレフェリーは、複数の事例を同じように扱っていないので、この扱いの相違は不正である。この意味で、正しいということとは、本質的にルールの適用における整合性の問題であり、ときどき形式的正義と呼ばれる。つまり、「もし正義はつねにある種の平等を表現するものだと考えるならば、法および制度の管理運営にあたって両者が規定する複数の階級・部類に属する人びとを等しく（つまり同じ仕方で）適用対象とすべきこと（＝「法の下の平等」）が、〈形式上の正義〉の要求するところとなる」（Rawls 1999: 51）。

しかしながら、形式上の正義、あるいは別の言い方では「規則正しさとしての正義」(justice as regularity) (ibid: 207) は、実質的な正義を伴う必要はない。違いをみるために、上記の公式 (formula) 「財Xは、人々がどれくらい指標Yを持つかに従って割りあてられるべきだ」に手を加えよう (fill out)。例えば、Xは富でYは高さだとしよう。そうすると、私たち

は、人々がどれくらい背が高いかに従って、社会における富を分配すべきだとルールは述べることになる。つまり、背が高い人は、単に高いだけで、より多くの富を得ることになる。今や社会は、このルールをいかに適用するかにおいて全く周到でありうるし、富と高さの間には完全な均衡があることを確保している。しかし、そのような社会は正しいだろうか。もちろん、そうでない。なぜなら、たとえそのルールそれ自体が正しく適用されるとしても、ルールの内容が不正であるからである。いったいなぜ、そのルールが規定する方法で、背の高い人々が、背の低い人々と比較して、優位に便宜を与えられるべきなのか。すべての市民が平等な配慮と尊重を負っているという、道徳的平等の原理は、私たちの社会において、すべての人が、厳密に同じ量のすべての財を得るべきだということを必ずしも意味しないが、その原理は、私たちが許容するいかなる差異化にも、もつともな理由を提出することができるように要求しており、高さに基づく差異化は、全く恣意的のようには思われる。それは、例えば、ある人々がより白い肌をしているので、他の人々よりも多くの富を得るべきだと言っているのと同様である。このことを、バーナード・ウィリアムズ (Bernard Williams) は次のように言う。

福祉に関しては、単に肌の色に基づいて違うように扱うべきだという原理は、特別な種類の道徳原理ではなく、(どちらかといえば)単に恣意的な意思の主張(assertion)であり、名前に三つの「R」の文字を含むすべての者を処刑すると決めたカリグラ皇帝のような支配者の原理のようなものだ(Williams 1973: 233)。

このように、道徳的平等の原理は形式上の正義を要請するが、その原理はまた、私たちが実質的に正しいものとして合理的に見ることができることに一定の限界を設けているように思われる。私たちの社会で所得と富の分配を規定するために、私たちが使用する多くのルールは、実質的に不正であると当然ながらみなされる。なぜなら、完全に首尾一貫して適用されたときでさえ、そのルールは、ある人々を、他の人々に比較して、全く恣意的に不利な状態にするからである。以下の数章でみるように、道徳的平等の原理に定着した本質的な正義の概念は、このようにして、他の種類の平等のための議論に入っていく。

### (3) デイヴィッド・ミラーの平等論

しかしながら、政治理論家の中には、平等の要請をすべて、正義の要請として解釈することを忠告してきた者もいる。特に、デイヴィッド・ミラーは、地位の平等が「独立していて、正義とは別個」(Miller 2000: 239)である価値として理解されるべきだと強く主張してきた。ミラーは、地位の平等の考え方を、彼が平等の「分配的」観念('distributive' conceptions of equality)と呼ぶものから区別する。後者は、「正義が要求するので、——例えば権利のような——ある種の利益が平等に分配されるべきこと」(ibid: 231-2)を指定する。ところが、地位の平等の考え方は、

「この意味での分配的ではない。地位の平等の考え方は、権利や資源のいかなる分配をも直接には指定しない。そうではなくて、それは、ある社会の理想(ideal)、つまり、人々がお互いに平等な者として、みなし遇する、ある社会の理想を確認している——言いかえれば、ある社会とは、階級のような階層的に段階づけられた区分に人々を位置づけけない社会である」(ibid: 232)。

ミラーは次のように主張する。私たちが地位の不平等に異議を唱えるとき、ある財の不正な分配に抗議しているのではなく、「私たちは、不適当だと気づく社会的関係を異議を唱えている。その社会的関係は、例えば、一方で傲慢、他方で敬礼といった、金持ちと貧乏人の間の無理解や不信を必然的に伴う」(ibid)。

〔4〕自尊とレベリング・ダウン

地位の平等は、「独立していて、正義とは別個」である価値だというミラーの議論に、私は説得されない。一九五〇年代のアフリカ系アメリカ人の例をとろう。この時期のアフリカ系アメリカ人の立場は、次のような三つの特徴があった。つまり、  
 〔①〕多くのアフリカ系アメリカ人は、有効な市民的権利と政治的権利 (effective civil and political rights) を欠いていた。  
 〔②〕多くのアフリカ系アメリカ人は、不正にも経済的に不利な立場にあった。  
 〔③〕多くのアフリカ系アメリカ人は、アメリカ合衆国での地位の階層において比較的低い階層に属していた。多くの白人は、彼らを劣った人としてみなし、彼らとは物理的に分離されることを望んだ。さらに、アフリカ系アメリカ人の中には、これらの態度を内面化して、劣等感をもつ

て生きていた者もいたことは、想像に難くない。感動的なエッセイ「十字架のもとに」(Down at the Cross)の中でジェイムズ・ボールドウィン (James Baldwin) は、地位の平等の経験について次のように書いた。

「この国のニグロたちは——そして、厳密に、あるいは法的に言えば、他のどの国にもニグロは存在しない——この世で目をあげた瞬間から自分自身をひどくきらいうことを教えられる。この世は、白人の世界であり、彼らは黒人なのだ。白人たちは権力を持ち、そのことはすなわち白人たちが黒人たちよりも優れていることを意味する (本質的にそうなのである。神がそう定めたのだ)。そして、世界は、この差異を知らしめ、感じさせ、恐れさせる無数の方法を持っている。黒人の子どもが、この差異に気づく、ずっと以前に、そして、それを理解する、ずっと以前にできえ、彼はそれに反応し始め、それに支配され始めた」(Baldwin 1985 [1962]: 39-40 = 一九一—二〇〇)。<sup>〔訳注〕</sup>

ここで、ミラーの議論に戻ると、私たちが検討している、当時のアフリカ系アメリカ人が不正義を被っていたと言うこ

とは、全く明瞭であるように思われる。この一つの見方は、ボールドウィンがわざわざ描いているように、まさに彼らは地位の階層の底辺の方にいたということである。アメリカ社会は、より正しくなるためにこの地位の不平等を克服しなければならなかったと言うことも、全く明瞭であるように思われる。しかし、これらの提議が明瞭であるなら、私たちが地位の不平等に異議を申し立てるとき、それがある種の不正義であるから、それに異議を申し立てていると考えることは、全くもつともらしいことであるように思われる。ボールドウィンのエッセイは、なぜ地位の不平等が不正であるかの理由を示唆している。すなわち、地位の不平等は犠牲者の自尊心や自信の反対方向に働き、こうして、その個人が自らの人生で何をしたいのかについて、創造的かつ想像的に考えるやる気を失わせることができるからである。その低い地位の個人は、他の高い地位を認知することによって「支配されて」(controlled) いる。説明したように彼や彼女は、びくびくと自分の位置を知ろうと思う。そのような態度は、市民的・政治的権利の欠如や、経済資源の欠如と同じ程度に、個人のよく生きる能力を、抑制することができ。哲学者のジョン・ロールズ (John Rawls) は、正しい制度が保証しなければならないことの二つは、「自尊の

社会的基礎」(social bases of self-respect) であると論じたとき、この考え方をうまく捉えている。「自尊を有していなければ、行なう価値があると思われるものは何もなくなるであろうし、またたとえあることが私たちにとって価値あるものであっても、それを得ようと奮闘する意志を私たちは欠いてしまうからである。すべての欲求と活動は無意味で空虚になり、アパシー(無関心・無感動)とシニシズムに陥る」(Rawls 1999: 386)。地位が所得と富に与える影響を通してのみならず、社会的に劣等なものとして烙印を押される精神的な影響のために、低い社会的地位へ割り当てられることで、健康を害するという十分な証拠がある<sup>4)</sup>。

平等は、1. 1の最後の方で区別した分配的な意味で、本質的に正しく望ましいと主張する者は、もう一つの重要な難問に直面する。それはレベリング・ダウン (levelling-down) の異議である (Parfit 2000: 97-9; Raz 1986: 227, 234-5も参照)。表 1. 1を検討しよう。その表は三つの仮想世界を描いている。それぞれの世界で、A階級とB階級という二つの社会階級のメンバーは、違ったレベルの一生涯の機会を与えられている。現行法が私たちを世界Xに配置するとしよう。Xから始めてYへ移行することは、レベリング・ダウンすることになる。

表 1.1 レベリング・ダウン=ありうる三つの世界

|      | 世界 X | 世界 Y | 世界 Z |
|------|------|------|------|
| 階級 A | 20   | 10   | 12   |
| 階級 B | 10   | 10   | 11   |

(出典 White 2007: 20)

つまり、このことによつて、平等は高まるが、誰も実際に暮らし向きがよくならず、ある人々は、より暮らし向きが悪くなる。例えば、世界 X では、人口の半分 (B 階級) が盲目であり、一方で、残りの半分は十分に目が見えると思定し、世界 Y では、みなが盲目であると思定しよう (Temkin 2000: 126) に触発された例である)。さて、X と Y の間で選択しなければならぬとしたら、どちらを選ぶべきだろうか。多くの人々が、Y よりも X を選ぶべきだとい

うことを、明らかだとみなす。もちろん、Y は X よりも、より平等である。しかし、平等自体を気にかけることは、いかにばかげたことかを、このことはまさに示すことになる、その議論は述べてある。平等自体を気にかけること、そして、X よりも Y を望んで、平等の本質的正義に基づいて議論することは、平等についてのその選択肢が、だれの暮らし向きもより良くさせず、一定の人々の暮らし向きを悪くするというのであれば、その議論によると、何ら道徳的意味をなさない。

世界 Z もありうるとすると、X から Z への移行は、この異議に対して、弱みとならない。A 階級の人々は、この移行で損をするが、Z への移行は、ある人々、つまり B 階級の人々の暮らし向きをいくぶん良くする (おそらく、科学者が階級 B の人々に、少しの視力を与える方法を、大気に化学薬品をまくことによつて、発見したが、その薬品は、十分に視力のあ

る人々へ不快な胃痙攣も与えてしまうのだろう)。よつて、これはレベリング・ダウンの事例ではない。  
レベリング・ダウンの異議は、私たちが自分の世界で望むことを検討するようになるとき、平等は唯一のあるいは最高の価値ではないことを確かに示してくれる。私たちが有する価値は多様であり、私たちがどのような種類の世界を望むのか、その世界をよりよき場所にするにはどのような行動をとるべきなのかについて考えるとき、有する価値をすべて考慮に入れたいと望むのは、当然である。この場合、平等一辺倒の強要は、効率と衝突する。すなわち、効率とは、少なくとも一人の個人がその中で暮らし向きがよくなり、だれも暮らし向きが悪くならなければ、状態は他より良いという考えである。前述したような事例では、平等より効率へ優先権を与えるべきだと、たいていの者は考える。

しかしながら、平等が唯一で最高の価値ではないという事実からは、平等が、それ自体、この理由のために、本質的に正しくもないし、価値もないということにはならない。ラリー・テムキン (Larry Temkin) は、次のように述べる。

「反平等主義は、疑うようにたずねるだろう。数名だけが盲目である世界(世界X)は、すべての者が盲目である世界(世界Y)より悪いという考え方 (Respect) があると本当に思っているのか。そうだ。このことは、もし私たちがすべての者を盲目にしたら、よくなると考えていることを意味するのか。いや違う。平等は重要であることのすべてではない。多少いくらか重要なのだ」(Temkin 2000: 155)。

このように大胆に述べられているので、テムキンのコメントは、少し奇妙に思われるかもしれない。そこで彼が意図しようとしていることを言いかえよう。私たちがYよりもXを選択するならば、自分に何の落ち度もないのに、ある人々が他よりも暮らし向きが悪い世界のほうを選んでしまうことになる。この不平等は、それ自体、不正である。ある人々が偶然の生まれ合わせのために他者より裕福であることは不正で

ある。そうすると、世界Yは、ある特定の点でXよりも良いであろう。すなわち、この不正な不平等を含んでいないからである。しかし、このように言うとき、平等は私たちが気にかける唯一の価値であり、他の価値よりも常に優先するとう、さらに踏みこんだ主張をする必要はない。複数の究極の価値があり、それらの価値は、時に悲劇的に衝突することを認識するならば、そのような場合、平等の要求は、他の重要な価値の要求に道を譲らなければならないと言える。

#### (5) 優先主義

ある一定の事例では、他の価値が平等よりも優先するとうことを、私たちが受けとめるとき、このことは、平等の要請によって主張されているような、正義の問題では必ずしもないことに注意がある。正義の外側にある何らかの考慮によって打ち負かされているのである。なぜなら、ある一定の事例で平等を打ち負かす考慮もまた正義の考慮であるということかもしれないからである。

このこと、すなわち平等の要請と個人の自由の要請との間の潜在的な衝突を検討することは、この章の初めで言及した。経済的にはたいへん平等であるが、言論の自由はたいへん制

約されている世界と、言論の自由は十分保障されているが、経済的にはかなり平等でない世界との間で選択しなければならぬと想定しよう。ある者は、各世界は一つの重要な点で他よりも本質的により正しいと考えることは、もつともである。つまり、一方の世界は経済的により平等である理由で、より正しい。他方は、言論の自由の尊重の理由で、より正しい。そのような場合、私たちは、二つの競合する正義の主張のバランスをとらなくてはならない。そして、どちらが優先するかを決める。ここですべての議論を論評することはできないが、そのような場合では、正義は、言論の自由へ優先権を与えることを要求すると、主張する者もいるだろう。つまり、結局、すべてを考慮すると、言論の自由と経済的不平等をもった世界が正しい(少なくとも、より正しい)世界であるということだ。平等と効率性との間の衝突は、レベリング・ダウンの異議が指摘することであるが、競合する正義の考慮の間の衝突としてみることもできる。私たちがいかに生きるかを決定する際、効率性の原理に少なくともある程度の比重をおくということを、仲間市民の正しい処遇のために、要求すると言うのは、もつともだからである。

レベリング・ダウンの異議を熟考して、今や私たちは、特

定のタイプの平等に価値があるとと言える三つの点を十分に区別することができるだろう。

### 1. 道具的価値 (instrumental value)

第一に、一定の型の平等を、その平等が、他の型の平等を含む他の価値を提供する方法ゆえに、道具的に価値あるものとして理解しうる。

### 2. 本質的な正当性 (intrinsically just)

第二に、一定の型の平等は本質的に正しく、そこでは何が実質的に正しいかについての私たちの理解は、道徳的平等の基本的な (underlying) 原理によって具体化される (shaped) ので、価値あるものとしてみなされるだろう。

### 3. 至高の価値 (supreme value)

第三に、私たちは平等を本質的に正しいものとして理解しうるし、この理由のために、(あるいは、他の理由のためでもありうる)、至高の価値として理解しうる。

レベリング・ダウンの異議は、平等が至高の価値であるということを維持するのがいかに信じがたいかを示している。その異議は、デレク・パーフィット (Derek Parfit) が純粋な平等主義 (Pure egalitarianism) と呼び、平等の主張が常に優ると考える立場を却下するよう私たちに要求する (Perfit 2000:

84)」。しかし、テムキンが示唆するように、レベリング・ダウンの異議の力を認めて、パーフィットが多元主義的平等主義者・(pluralist egalitarian) (ibid:845)と呼ぶことにとどまることも可能である。多元主義的平等主義者として、平等は本質的に正しいと考えることもありうる。しかし、この正義の主張は、他の正義の主張を含む他の価値と衝突しうるし、衝突するとき、他の価値の主張は時々かつある程度において優るといふことを、その者は受容する。

多元主義的平等主義者は、パーフィットが「優先の見解」(the priority view)と呼ぶことから区別されなければならぬ。この考え方は、私たちは、最も暮らし向きの悪い者がどれほど裕福であるかに基づいて、その世界の状態を判断するとする。二つの見解の差異は、微妙であるが、現実にある。XとYの間の選択の話に戻ろう。XとYについて、「XがよりよいがYにもよいところある」「いかなる点でもXがよい」と考えたとしても、なお、YにはXよりも良いところがある。すなわちYはより平等であると考ええる。優先の見解は、対照的に、いかなる点でもYをXよりも良いものとして見たりはしない。この見解では、平等そのものという点で、世界の状態を評価するのではなく、最も暮らし向きの悪い者がどれほど裕福かとい

う点でのみ評価する。最も暮らし向きの悪い者は、XのもともYのものの方が裕福でないので、優先の見解は、いかなる点でもXよりもYを良いものとして見る理由を与えない<sup>5)</sup>。実際には、二つの立場は、それほど違わないかもしれない。先に規定したように、多元主義的平等主義者が、効率の価値へ強い比重を与えるなら、その政策規定は、優先の見解の規定を一つにまとめる傾向にあるだろう。しかし、説明した理由のために、多元主義的平等主義者は、強い気持ちでYよりもXを選ぶだろう。世界Xの人々の間での恣意的な不平等が所与なら、テムキンと共に、私も、YよりもXを選ぶとき、ある程度重たい気持ちを持つべきだと思う。このように根底で、私の直観は、優先の見解というよりも多元主義的平等主義なのである。読者は、自身の直観を思案すべきである。

平等の要請の内容と、平等の要請が私たちの思考を導く価値として現れる方法を議論したので、本書の残りの部分についての簡単な概観を提示して本章を終えることにする。第二章では、政治的平等の要請の更に深い性質と正当化について検討したい。第三章・第四章・第五章では、経済的平等の内容と正当化を検証する。第三章・第四章は基本的には、どの種類とどの

レベルの経済的平等が本質的に正しいのかを探求する。一方で、第五章では、平等と効率性の潜在的な衝突へ戻る。第六章では、すべての市民にとっての平等な権利と義務という意味での、厳格な法的平等の強要が、市民に平等な配慮と尊重を示すという要求に逆らって働かざらうとしようとする議論を探る。第七章では、平等の要求が、将来の政治にいかなる役目を果たすかを探求する。ここでは、平等の要求が単なるナショナルな範囲というよりもむしろ、グローバルな範囲を持つ者として、理解されるべきかどうか、十分に議論する。この著作全体を通じて、現代政治学を中心論争を確認し、取り組む。それは、平等の要請と自由の要請はどれほどに衝突するかである。

## 文献

- Baldwin, James, 1985 [1962] 'Down at the Cross: Letter from a Region of My Mind', in James Baldwin, *The Fire Next Time*, Dell. [黒川欣映訳 一九六八年『次は火だ』弘文堂新社]。
- Barry Brian, 1999 'Sustainability and Intergenerational Justice', in Andrew Dobson (ed.), *Fairness and Futurity: Essays on Environmental Sustainability and Social Justice*, Oxford UP.
- , 2005 *Why Social Justice Matters*, Polity.
- Bentham, Jeremy, 1773 [1823] 'Leading Principles of a Constitutional Code', in Binku Parekh (ed.), *Bentham's Political Thought*, Croom Helm.
- Bertram, Christopher, 2004 *Rousseau and The Social Contract*, Routledge.
- Clayton, Matthew, and Andrew Williams, 2000 'Some Questions for Egalitarians', in Matthew Clayton and Andrew Williams (eds.), *The Ideal of Equality*, Macmillan.
- Cohen, Joshua, 1997 'The Natural Goodness of Humanity', in Andrews Reath, Barbara Herman, and Christine Korsgaard (eds.), *Reclaiming the History of Ethics: Essays for John Rawls*, Cambridge UP.
- , and Charles Sabel, 2006 'Extra Republicanism, Nulla Justitia?', *Philosophy and Public Affairs* 34/2.
- Dahl, Robert, 1988 *On Democracy*, Yale UP. [中村孝文訳 二〇〇一年『デモクラシーとは何か』岩波書店]。
- Dent, Nicholas, 1988 *Rousseau: An Introduction to his Psychological, Social and Political Theory*, Blackwell.
- , 2005 *Rousseau*, Routledge.
- Dworkin, Ronald, 2000 *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard UP. [小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳 二〇〇二年『平等とは何か』木鐸社]。
- George, Henry, 1966 [1879] *Progress and Poverty*, The Hogarth Press. [山崎義三郎訳 一九九一年『進歩と貧困』日本経済評論社]。
- Jackson, Ben, 2004 'The Uses of Utilitarianism: Social Justice, Welfare Economics and British Socialism, 1931-1948', *History of Political Thought* 24.

- Kropotkin, Peter, 1970 [1913] *Modern Science and Anarchism*, in Roger Baldwin (ed.), *Kropotkin's Revolutionary Pamphlets*, Dover.
- Mabey, Richard, 1966 'Introduction: Not on Speaking Terms', in Richard Mabey (ed.), *Class: A Symposium*, Anthony Blond.
- Marx, Karl, 1977 [1875] *The Critique of the Gotha Programme*, excerpted in David McLellan (ed.), *Karl Marx: Selected Writings*, Oxford UP.
- , 1990 [1867] *Capital: Volume I*, trans. Ernst Mandel, Penguin. [長谷部文雄訳 二〇〇四年『資本論 Ⅰ』河出書房新社]。
- , and Friedrich Engels, 2002 [1848] *The Communist Manifesto*, Penguin. [大内兵衛・向坂逸郎訳 一九七一年『共產黨宣言』岩波書店]。
- Mill, John Stuart, 1989 [1869] *On the Subjection of Women* in Stefan Collini (ed.), *On Liberty and Other Writings*, Cambridge UP.
- Miller, David, 1994 'Complex Equality', in David Miller and Michael Walzer (eds.), *Pluralism, Justice, and Equality*, Oxford UP.
- , 1998 'The Limits of Cosmopolitan Justice', in David Mapeel and Terry Nardin (eds.), *International Society: Diverse Ethical Perspectives*, Princeton UP.
- , 2000 *Principles of Social Justice*, Harvard UP.
- Nagel, Thomas, 2005 'The Problem of Global Justice', *Philosophy and Public Affairs* 33/2.
- Oswell, George, 1989 [1938] *Homage to Catalonia*, Penguin. [橋口稔訳 一九七〇年『カタロニア讃歌』筑摩書房]。
- , 2004 [1949] *Nineteen Eighty-Four*, Penguin. [吉田健一・龍口直太郎訳 一九五〇年 [1984] 文藝春秋新社]。
- Parfit, Derek, 2000 'Equality or Priority?', in Matthew Clayton and Andrew Williams (eds.), *The Ideal of Equality*, Macmillan.
- Pettit, Philip, 1997 *Republicanism: A Theory of Freedom and Government*, Oxford UP.
- Rawls, John 1999 *A Theory of Justice: Revised Edition*, Harvard UP.
- [川本隆史・福岡聡・神島裕子訳 二〇一〇年『正義論 改訂版』紀伊國屋書店]。
- Raz, Joseph, 1986 *The Morality of Freedom*, Oxford UP.
- Rousseau, Jean-Jacques, 1984 [1755], translated by Maurice Cranston, *A Discourse on Inequality*, Penguin. [本田喜代治・平岡昇訳 一九七二年『人間不平等起原論』岩波書店]。
- Scanlon, Thomas, 2003 'The Diversity of Objections to Inequality', in Thomas Scanlon, *The Difficulty of Tolerance*, Cambridge UP.
- Scheffler, Samuel, 2003 'What is Egalitarianism?', *Philosophy and Public Affairs* 31/1.
- Sen, Amartya, 1992 *Inequality Reexamined*, Oxford UP. [池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳 一九九九年『不平等の再検討』岩波書店]。
- Singer, Peter, 1990 [1975] *Animal Liberation: Second Edition*, New York Review of Books. [戸田清訳 二〇一一年『動物の解放 改訂版』人文書院]。
- Skinner, Quentin, 1998 *Liberty before Liberalism*, Cambridge UP. [梅津順一訳 二〇〇一年『自由主義に先立つ自由』聖学院大学出版会]。
- Spencer, Herbert, 1872 [1850] *Social Statics: First Edition*, Appleton

and Company.

Temkin, Larry, 2000 'Equality, Priority, and the Levelling Down Objection', in Matthew Clayton and Andrew Williams (eds.), *The Ideal of Equality*, Macmillan.

Van Parijs, Philippe, 1998, 'The Distranchisement of the Elderly, and Other Attempts to Secure Intergenerational Justice', *Philosophy and Public Affairs* 27/4.

White, Stuart, 2007 *Equality*, Polity.

Wilkinson, Richard, 2005 *The Impact of Inequality: How to Make Sick Societies Healthier*, Routledge. [池本幸生・片岡洋子・末原陸美 訳 二〇〇九年「格差社会の衝撃——不健康な格差社会を健康にする法」書籍工房早山】。

Williams, Bernard, 1973 'The Idea of Equality', in Bernard Williams, *Problems of the Self*, Cambridge UP.

Wissenburg, Marcel, 1998 *Green Liberalism: The Free and the Green Society*, University College of London Press.

竹内洋 1995 『日本のメリトクラシー』東京大学出版会。

細見佳子 2014 『運の平等主義』をめぐる——ステュワート・ホワイトによる検討』『九大法学』第109号。

—— 2016 「平等論におけるメリトクラシーとインセンティブ」——ステュワート・ホワイト 『平等』から』『九大法学』第113号。

## 注

(1) Clayton and Williams 2000 は、私たちがなぜ、そしていかに平等という価値を高く評価しうるのかというトピックについての優れた議論を提供しており、この著書に私は、この箇所と第五章の 5. 2 との両方において、恩恵を受けている。

(2) 人種差別主義者が、あるエスニック集団は肌の色のために他よりも尊重に値しないと頻繁に主張するには、たいへん困惑すると、ウィリアムズは述べる。人種差別主義者は、肌の色といった明らかに根拠のない性質が、道徳的な頹廃といった他の性質と関連していると主張することによって、彼らが目論む差別が一応は恣意的でないようにする、差別の論理的根拠を提供しようとしている。「アーリア人種至上主義の理論を打ち立てようとしたナチスの『人類学者』は、わずかな身銭で、論理的に説得するための不合理な考え方を称えた」(Williams 1973: 233) とウィリアムズは述べる。同様の見解が、ジェンダーや社会階級、性的指向に基づく不平等な取り扱いを正当化しようとするにも当てはまると、私は考える。

(3) 「自尊心の社会的基礎」についての思考が重要であることは、ジャン・ジャック・ルソー (Jean-Jacques Rousseau) が著書『人間不平等起原論』(*Discourse on Inequality*; Rousseau 1984 [1755]) で認識していた。このたゞんん影響力のある評論で、ルソーは近代社会を自尊 (*amour*

*propre*) のための競争的な争奪として描いた。人々は、他者より優れた者として見なされることから、自尊心を得る。そのような感覚が私たちの人間本性に植え付けられているなら、平等主義社会の見込みは暗くなる。裕福で強力な者として他者よりも高く評価されるために、彼らよりも社会的に優越する者として自己を確立するための内的欲求は、平等主義的な制度を崩すだろう。しかしながら、近年、ルソーの見解では、社会によって肯定されることで価値を得る個人の基本的ニーズは、このような方法でのみ充足される必要はないと、研究者たちが強調するようになった。私たちは、他者と平等な者としての私たちの価値を肯定する仕組みから、自尊を引き出す仕組みを要する。(Cohen 1997; Bertam 2004: 17-38; Dent 1988; Dent 2005: 68-72, 104-6)。そうであれば、私は基本的に丁度あなたと同等の市民に他ならず、例えば公共の事柄で同じ資格があり、立法において同じ配慮がされるという感覚において、私の自尊心は存在する。しかしながら、もし社会的制度が、政治や経済において、かなりの不平等を許容するならば、この平等主義的な自尊心を維持するのは困難になるかもしれない。そうすると、ルソーが描き嘆いた競争的な争奪の状態に引きずり込まれるかもしれない。この人間の心理についての仮説が、一般的に正しいと言えるのでさえあれば、平等主義は政治的プロジェクトとして、長期的には実行可能であると言っただろう。ルソーの見解を支持するように思われる、動

物学と人類学の関連文献についての包括的かつ有益な概観としては、Wilkinson 2005の二三五頁〜二八二頁を参照。ウィルキンソン (Richard Wilkinson) の言葉を引用する(二六四〜五頁)。「平等と関連する、高度に社会的な戦略である相互交流と、反社会的な戦略である優越性の態度という両方の内蔵された装置を私たちは持っているという事実を決して見失ってはならない。比較的不平等な社会環境が、社会的地位への関心を高め、優越性の態度を強調することにつながる。それは、さらなる平等と関連する、比較的に包括的で親和的な戦略と著しく対照的である」。

(4) 例えば、ボールドウィンの議論に戻ると、アメリカ合衆国における黒人と白人地位の不平等が、人種集団の間での健康の不平等の一因となっていることは、実証されている。黒人は白人より平均して不健康であり、その一因は、黒人が比較的低所得と低賃金の仕事に就いているからである。しかし、黒人は、同様の所得と仕事をもつ白人よりも、平均して不健康を享受している。統計的に見ると、所得と職業的な階層の影響を受けずに、人種は独自の悪影響を健康に及ぼしている。その説明からすると、比較的低い黒人の地位は、ストレスを生み、自尊心を減退させ、次に健康に害を与える。Bart 2005の七頁〜八二頁とWilkinson 2005の一四頁〜一五頁、七六頁、二二八頁〜九頁を参照。ウィルキンソンの著書は、地位の不平等と健康との関係に関する研究の優れた包括的概

観を提供してくれる。

- (5) しかし、優先的見解の支持者は、XとYとの間の関係を絶つために何らかのさらなる原理を取り入れなければならないことに注意がいる。

## 訳注

- [1] ホワイト自身は、経済的平等についての四区分について文面上、区分を設けずに記述しているが、分りやすくするために訳者が「1」メリトクラシー、「2」土地所有の平等、「3」生産手段の平等、「4」共産主義とタイトルをつけて訳した。なお、メリトクラシー (meritocracy) という用語については、細見二〇一六で説明したが、「能力ある人々による統治と支配が確立する社会のこと」(竹内一九九五…一)であり、通常は能力主義とも訳される。
- [2] ここでも、ホワイトが設けていない区分を訳者が独自に設けて、タイトルをつけた。
- [3] ドゥオーキンの原文では、equal concernのみであるが、ホワイトは(恐らく誤って) 'equal concern and respect' と引用している。ここでは、ホワイトの引用通りに訳出し、訳文も、かえらせていただいた。
- [4] 以下の区分とタイトルも訳者によるものである。
- [5] 訳文は、文脈の都合上、かえらせていただいた。